五中「国は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の円滑な実施に当たっては」を「小売業者、製造業者等、国、市町村及び指定法人等は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の円滑な実施に当たっては、回収率の目標も踏まえ」に改め、「支払うこと」の下に「等」を加え、「小売業者、製造業者等、指定法人、地方公共団体と連携しつつ、広報活動等を通じて国民への周知を図り、その理解及び協力を得ること等に努めなければならない。」を「各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者及び事業者に対する効果的な普及啓発を実施し、その理解及び協力を得る必要がある。」に、「使用済製品の輸出」を「特定家庭用機器に係る使用済製品の輸出」に、「の施策を検討する」を「、輸出業者に対し、使用済製品が再使用に適していることを適切に確認するよう促していく」に改める。

○国土交通省告示第四百四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第二条第五項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項に規定する国土交通大臣が定める船舶は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十六に規定する国土交通大臣の行う定期検査のうち、有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査に限り、総トン数四百トン未満の船舶とする。

附　則

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十九号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

別表中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十五号	青森県上北郡野辺地町字松ノ木八〇番七から同町字松ノ木四九番二まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井四七番一から青森市浪岡大字下十川字富岡一〇七番一まで	前	二九・二〇～一六七・八〇メートル	六・〇七一キロメートル
	後	二九・二〇～六四・九〇メートル	六・〇七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡階上町大字道仏字藤沢一一番九から同町蒼前東二丁目九番六六まで	前	三一・七五～一四二・八〇メートル	五・四五九キロメートル
	後	一九・二〇～一〇一・二〇メートル	五・四五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市旅篭町一丁目四七二番三から同市大手町二三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○東北地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　東北地方整備局長　縄田　正